社会福祉法人三浦市社会福祉協議会　役員報酬等に関する規程

（目的）

第１条　この規程は、社会福祉法人三浦市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の業務に従事する役員の報酬及び本会業務に携わった時の諸経費ついて必要な事項を定める。

（定義）

第２条　この規程において役員とは、本会の理事、監事をいう。

（報酬）

第３条　継続かつ定期的に就業する役員の報酬は、個人の役割、職務内容を総合的に勘案・評価し、役員報酬表（別表１）に定める基準額を評議員会において決定し、各人に支給する。別途賞与の支給は行わない。

２　前項に該当しない役員が理事会、評議員会、並びに監事会に出席したとき、その他本会業務に携わったときは、次のとおり日当を支給する。

（１）１日２時間以内　　５，０００円

（２）１日２時間以上　１０，０００円

（３）１日８時間以内　１５，０００円

３　翌年度の報酬額は、翌年度の予算について審議する評議員会において、本会の業績と当該役員の役割、職務内容、出勤状況などを総合的に勘案・評価のうえ見直すことがある。

４　理事において、事務局の職を兼務する者には、第１項及び第２項は適用しない。ただし職員給与に加え役員等兼任手当として次のとおり支給する。

（１）月額　３０，０００円

５　前項の理事が、常務理事となった場合は、役員兼任手当に次の額を加えて支給する。

（１）月額　３７，０００円

（報酬の支払方法）

第４条　報酬の支払いは、次のとおりとする。

（１）第３条１項の役員については、毎月１日に起算し、当月末日に締めきり、翌月１０日（当日が土・日曜日又は祝日の場合はその前日）に同役員の金融機関の口座に振り込む方法により支払う。

（２）第３条２項の役員については、その都度現金にて支払う。

２　月の途中で就任あるいは退任した役員の報酬は、これを日割り計算して支給する。

３　報酬の支払額は、源泉所得税額を控除した額を支払う。

（交通費）

第５条　理事会・評議員会への出席、本会業務に携わった時の交通費は、実費にて次のとおり支払う。

（１）第３条１項の役員については、交通費届によって申し出された金額に出勤日を乗じた金額を毎月１０日（当日が土・日曜日又は祝日の場合はその前日）に同役員の金融機関の口座に振り込む方法により支払う。ただし交通費届の申し出のないものについては、領収証等の支払いの証明をできるものをもって、現金で支払うことができる。

（２）第３条２項の役員については、交通費届によって申し出された金額をその都度現金にて支払いを行う。ただし交通費届の申し出がないものについては、領収書等の支払いの証明ができるものをもって支払う。

２　理事において、施設、本部事務局の職を兼務する者には、第１項は適用しない。

（費用弁償）

第６条　理事会・評議員会への出席、本会業務に携わった時に支出した通信費、物品輸送費、雑費等の諸経費は、その使途を明記した領収書等をもって実費を支給する。

（改正）

第７条　この規程を改正または廃止する必要が生じた場合は、評議員会の議決を経なければならない。

（附則）

この規程は、決議の日から施行し、平成２９年４月１日から適用する。

別表１

役員報酬表

|  |  |
| --- | --- |
| 役員報酬表号俸 | 支給基準額 |
| １号俸 | 月額　　　５０，０００円 |
| ２号俸 | 月額　　１００，０００円 |
| ３号俸 | 月額　　１５０，０００円 |
| ４号俸 | 月額　　２００，０００円 |
| ５号俸 | 月額　　２５０，０００円 |
| ６号俸 | 月額　　３００，０００円 |
| ７号俸 | 月額　　３５０，０００円 |
| ８号俸 | 月額　　４００，０００円 |
| ９号俸 | 月額　　４５０，０００円 |
| １０号俸 | 月額　　５００，０００円 |
| １１号俸 | 月額　　５５０，０００円 |
| １２号俸 | 月額　　６００，０００円 |
| １３号俸 | 月額　　６５０，０００円 |
| １４号俸 | 月額　　７００，０００円 |
| １５号俸 | 月額　　７５０，０００円 |
| １６号俸 | 月額　　８００，０００円 |
| １７号俸 | 月額　　８５０，０００円 |
| １８号俸 | 月額　　９００，０００円 |
| １９号俸 | 月額　　９５０，０００円 |
| ２０号俸 | 月額１，０００，０００円 |